

令和8年度練馬区災害対応クラウド型コミュニケーションサービスの利用に係るプロポーザル募集要領

令和8年3月18日

練馬区 地域医療担当部 地域医療課

－ 目 次 －

| | | |
|----|---------|------|
| 1 | 目的 | P. 1 |
| 2 | 業務概要 | P. 1 |
| 3 | 参加対象事業者 | P. 1 |
| 4 | 参加資格 | P. 1 |
| 5 | 欠格事項 | P. 2 |
| 6 | 事業者選定 | P. 3 |
| 7 | 候補者との協議 | P. 6 |
| 8 | 情報公開 | P. 6 |
| 9 | その他事項 | P. 6 |
| 10 | 問い合わせ先 | P. 7 |

1 目的

本要領は、「令和8年度練馬区災害対応クラウド型コミュニケーションサービスの利用」について、サービス提供者として最適な者の選定を、価格のみによる競争によらず、機能性、安定性、実績等の観点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 件名

令和8年度練馬区災害対応クラウド型コミュニケーションサービスの利用

(2) 履行期間

令和8年7月1日～令和9年3月31日まで

年度ごとに履行状況等の評価を行い、「優良」または「良好」であると評価された場合、最大2回まで更新できることとする。

※2年目以降は、4月1日から翌年3月31日までの契約期間とする。

(3) 履行場所

練馬区地域医療課（練馬区豊玉北6-12-1）

(4) 履行内容

【別紙1-1】仕様書のとおり

(5) 概算経費

1,069,200円（税込）

概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。

3 参加対象事業者

本件の対象事業者は以下のとおりとする。

(1) クラウドサービス提供事業者（以下「CSP」という。）

(2) CSPと販売代理店契約等を締結している事業者（以下「販売代理事業者」という。）

4 参加資格

以下の条件をすべて満たしていること。ただし、販売代理事業者が本件に参加する場合、(1)・(2)を販売代理事業者が満たし、(2)・(3)・(4)を提案するサービスのCSPが満たしていること。また、販売代理事業者は、CSPが参加資格を満たしていること、また次項に規定する欠格次項に該当しないことを保障し、区から請求があった場合、証拠書類等の提出に協力しなけ

ればならない。

- (1) 地方自治体において、令和3年度以降に本件に類するサービスの提供実績を有していること。
 - (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年5月法律第57号）、その他関係法令、【別紙1-4】情報の保護および管理に関する特記事項に規定の事項等で求められる情報の安全管理措置について遵守できること。
 - (3) 【別紙1-3】クラウドサービス選定基準について、全ての項目を満たしている、またはサービス運用開始までに満たす見込みであること。
 - (4) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）（ISO/IEC 27001）を有効な状態で取得していること。
- ※ 認証の適用範囲に、本提案に係るサービスの提供に必要な業務（企画、設計、開発、運用、保守等）が含まれていること。

5 欠格事項

つぎのいずれかの事項に該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当するもの。
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和61年4月1日練総経発第394号）による指名停止期間中であるもの。
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成22年8月2日22練総経第335号）による入札参加除外措置期間中であるもの。
- (4) 法人事業税（地方法人特別税を含む）、法人税、消費税および地方消費税を滞納しているもの。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にあるもの。

6 事業者選定

(1) 日程（予定）

| No. | 事柄 | 日時 |
|-----|----------------------|--|
| 1 | 公募開始 | 令和8年3月18日(水) |
| 2 | 質問受付期間 | 令和8年3月31日(火) 正午まで |
| 3 | 質問回答日 | 令和8年4月7日(火) 正午までに公表 |
| 4 | プロポーザル参加表明書 提出締切日 | 令和8年4月10日(金) 午後5時まで |
| 5 | 提案書等提出締切日 | 令和8年4月30日(木) 午後5時まで |
| 6 | 一次審査結果通知 | 令和8年5月中旬予定 |
| 7 | 二次審査 (プレゼンテーション) | 令和8年5月29日(金) 午後1時～午後5時の間 ※開始時刻は別途通知する。 |
| 8 | 最終審査結果通知 | 令和8年6月上旬予定 |

(2) 質問および回答

【様式A】質問票に内容を簡潔に記載し、以下のとおり行うこと。

ア 受付期限 令和8年3月31日(火)正午まで

※ 期限を過ぎた場合、その質問に対する回答は行わない。

※ 質問書の送付回数に制限は設けないため、随時送付すること。

イ 提出方法 電子メール

※ メール件名は以下のとおりとする。

【令和8年度練馬区災害対応クラウド型コミュニケーションサービスの利用に係るプロポーザル】質問票の送付（会社名）

ウ 提出先 練馬区 地域医療担当部 地域医療課 管理係

IRYOSHISSETSU@city.nerima.tokyo.jp

エ 回答方法

受付した質問について、事業者名を伏せた上で、令和8年4月7日(火)正午までに区ホームページにて公開する。

(3) プロポーザル参加表明方法

プロポーザル参加を希望する事業者は、【様式B】プロポーザル参加表明書を以下のとおり提出すること。

ア 提出期限 令和8年4月10日(金)午後5時まで

イ 受付方法 電子メール

作成したファイルをPDF形式に変換し、可能な限り再編集ができない状態にして提出してください。

ウ 提出先 練馬区 地域医療担当部 地域医療課 管理係
IRYOSHISSETSU@city.nerima.tokyo.jp

(4) 提案書等の提出

【別紙2】提案書等作成要領に従い、提案書等を作成し、以下のとおり提出すること。

ア 提出期限 令和8年4月30日(木)まで

受付時間：午前9時から午後5時まで

イ 提出方法 郵送（必着）または持参

※ 土・日・祝日の窓口提出はできません。

ウ 提出場所 練馬区 地域医療担当部 地域医療課
 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所東庁舎6階

エ 提出書類一覧

CSPが参加する場合は、下表のすべての書類を提出すること。

販売代理事業者が参加する場合、以下の対象区分（記載する情報の対象および証明書類等の提出対象）に従い書類を作成し、提出すること。

【対象区分】

A：販売代理事業者と提案するサービスのCSPの両方が対象

B：販売代理事業者が対象

C：提案するサービスのCSPが対象

※詳細は、【別紙2】提案書等作成要領を参照してください。

| No. | 提出物 | 部数 | 対象区分 |
|-----|---------------------------------------|----|------|
| 1 | 提案書（補足資料を含む） ※詳細は【別紙2】提案書等作成要領のとおり | 9部 | A |
| 2 | 要件適合表 | | C |
| 3 | サービス提供実績申告書 | | B |
| 4 | 見積書 | | B |

| | | | |
|---|--|----|---|
| 5 | 直近の決算書等（総資産、売上高、流動資産、流動負債、現金、預金、借入金、自己資本がわかるもの）の写し | 1部 | B |
| 6 | 法人事業税、法人税、消費税の納税証明書（未納税額が無いことの証明、直近1年分） | 1部 | B |
| 7 | 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）（ISO/IEC 27001）を証する書類の写し | 1部 | C |
| 8 | 登記簿謄本等、区内に本店を有することを証する公的な書類（該当する者のみ） | 1部 | B |

オ 提案書等の差し替えおよび再提出

受付期間後の提案書の差し替えおよび再提出は認めない。

(5) 辞退

プロポーザル参加表明書を提出した後に提案を辞退する場合、できるだけ早い時点で【様式G】プロポーザル辞退届を提出すること。

ア 提出方法 電子メール

作成したファイルをPDF形式に変換し、可能な限り再編集ができない状態にして提出してください。

イ 提出先 練馬区 地域医療担当部 地域医療課 管理係
IRYOSHISSETSU@city.nerima.tokyo.jp

(6) 審査方法

「令和8年度練馬区災害対応クラウド型コミュニケーションサービス提供事業者選定委員会」が本件の審査、評価を行い、事業者を選定する。なお、選定委員名簿について、プロポーザル実施中は非公開であり、委員氏名は公表しない。

(7) 一次審査（書類審査）

参加資格を満たす者について、提出物に基づき審査を行う。合計点の高い順に3者程度を一次審査通過とする。なお、参加事業者が3者以下の場合、一次審査は実施しない。

審査結果および二次審査実施通知は、令和8年5月中旬に電子メールにより通知する。

(8) 二次審査（プレゼンテーション）

提案書等の内容および提案内容について、つぎのとおりプレゼンテーション、ヒアリングを行う。一次審査、二次審査の結果を総合的に鑑み、練馬区の求める水準以上の提案を行った事業者の中から、審査の評価が最も高い者を第一優先候補者とする。なお、最高得点者が2者以上ある場合は、技術点が高い者を第一優先候補者とする。

審査結果は、令和8年6月上旬に電子メールおよび書面により通知する。

ア 実施日時 令和8年5月29日（金） 午後2時～午後5時

イ 実施会場 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所内

ウ 実施内容 ① プレゼンテーション 20分

② ヒアリング 10分

エ 説明者 本件の主な担当となる者とし、3名以内とする。

※ プレゼンテーション時に使用するパソコン等は参加事業者が用意し、プロジェクター、スクリーンは区が用意する。

オ 開始時間、実施場所、集合場所等の詳細については、一次審査結果と併せて通知する。

(9) 評価項目等

【別紙3】評価項目および評価視点のとおり

7 候補者との協議

審査により決定した第一優先候補者と区との協議により、提供サービスの詳細な内容を決定する。

契約候補者が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、練馬区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のもの新たに候補者として選定することができる。

8 情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、【別紙4】「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準」に基づき取扱うものとする。

9 その他事項

- (1) 提出書類の作成、提出等企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
- (3) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- (4) 提出された提案書類の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは無効の扱いとする。

- (5) 提出された提案書類に虚偽の記載をした場合は無効の扱いとなり、虚偽の記載をした提案者に対し指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (7) 本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しないまたは解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。
- (8) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

10 問合せ先

〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1 練馬区役所東庁舎 6階

練馬区 地域医療担当部 地域医療課 管理係 小野

電話番号 03-5984-4673

メールアドレス IRYOSHISETSU@city.nerima.tokyo.jp